

京都市上下水道企業管理規程第22号

京都市水道局及び下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の全部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の全部を改正する規程

京都市水道局及び下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の全部を次のように改正する。

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 保安業務の運営管理体制（第5条～第12条）

第3章 保安教育等（第13条～第14条）

第4章 工事の計画及び実施（第15条～第16条）

第5章 保守（第17条～第20条）

第6章 運転又は操作（第21条～第22条）

第7章 災害対策（第23条～第24条）

第8章 記録（第25条）

第9章 責任の分界（第26条～第27条）

第10章 整備（第28条～第32条）

第11章 電気主任技術者連絡会議（第33条）

第12章 その他（第34条～第35条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、電気事業法（以下「法」という。）（昭和39年法律第170号）第42条第1項及び法第43条第1項の規定に基づき、京都市上下水道局（以下「局」という。）が設置する自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安の確保並びに電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この規程において使用する用語は、法、電気事業法施行令（以下「令」という。）及び電気事業法施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第3条 この規程の適用範囲は、局が設置する電気工作物のうち、規則第52条第2項の規定に基づく主任技術者を選任しないことの承認を受けたものは除くものとする。

（遵守義務）

第4条 局に係る電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に関する業務（以下「保安業務」という。）を行う者は、法及びその他の電気関係法令並びにこの規程を遵守しなければならない。

第2章 保安業務の運営管理体制

（保安業務の総括管理）

第5条 保安業務の総括管理は、管理者が行うものとする。

2 管理者は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安の確保を図るため、電気工作物を設置する事業所（以下「事業所」という。）の長、工事を担当する課又は事業所（以下「工事担当課等」という。）の長及び主任技術者に対し、必要な指示をすることができる。

3 管理者に事故があるとき又は欠けたときは、管理者があらかじめ定めた者が保安業務の総括管理を行うものとする。

（保安業務における組織等）

第6条 局における電気工作物の工事、維持及び運用の保安の確保に関する組織図は別表のとおりとする。

2 事業所の長及び工事担当課等の長は、当該事業所の保安業務を管理しなければならない。

（主任技術者の選任）

第7条 管理者は、法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の中から主任技術者を選任し、事業所に配置しなければならない。

2 管理者は、法第43条第1項に規定する主任技術者を選任したときは、同条第3項前段の規定に基づき、遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

（主任技術者の職務）

第8条 主任技術者は、事業所の長及び工事担当課等の長を補佐（主任技術者が事業所の長である場合を除く。）し、電気工作物の保安業務に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 電気工作物の工事に関すること。

(2) 電気工作物の維持に関すること。

(3) 電気工作物の運用に関すること。

- (4) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (5) 電気工作物の法定自主検査に関すること。
- (6) その他保安上必要な事項に関すること。

(主任技術者の指示)

第9条 電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者は，主任技術者がその保安のために行う指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第10条 主任技術者が休務その他の事情により不在となる場合には，あらかじめ，事業所の長及び工事担当課等の長が指名した代務者が職務を行うものとする。

(事業所の長及び工事担当課等の長の職務)

第11条 事業所の長及び工事担当課等の長は，電気工作物の工事，維持及び運用に関して次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し，又は実施しようとするときは，主任技術者の意見を求めるものとする。
- (2) 主任技術者の電気工作物の保安に関する意見は，尊重しなければならない。
- (3) 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が，電気工作物に係る保安に関係がある場合には，主任技術者の参画の下に立案するものとする。
- (4) 所管官庁が法令に基づいて行う検査には，主任技術者を立ち合わせるものとする。

(主任技術者の解任)

第12条 管理者は，主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は，解任することができる。

- (1) 主任技術者がその所属する事業所の職員でなくなったとき。
 - (2) 主任技術者が病気、その他やむを得ない理由により欠勤が長期にわたる等のため、保安の確保上不適当と認められるとき。
 - (3) 主任技術者が法令若しくはこの規程に違反し、又は業務を怠って保安の確保上不適当と認められるとき。
- 2 管理者は、法第 43 条第 1 項に規定する主任技術者を解任したときは、同条第 3 項後段に基づき、遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

第 3 章 保安教育等

(保安教育)

第 1 3 条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員に対し、事業所の実態に即した保安のために必要な教育を実施するものとする。

(保安訓練)

第 1 4 条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員に対し、電気事故又は災害発生時の措置について計画を定めて訓練を行うものとする。

第 4 章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第 1 5 条 電気工作物の設置及び改造等の工事計画を立案するに当たっては、当該工事に係る事業所の主任技術者の意見を求めるものとする。

(工事の施行)

第 1 6 条 主任技術者は、電気工作物に係る工事について、必要に応じその工事に立ち会うものとする。

- 2 工事担当課等の長は、前項の工事を請負等の契約によって施行させる場合は、常に責任の所在を明確にし、また主任技術者においても、当該工事が完

成したときは検査し、保安上支障のないことを確認するものとする。

3 主任技術者は、工事の保安を確保するため保安要領を定め、これに基づき工事を施行させるものとする。

4 前項の保安要領に規定すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 作業責任者及びその担当事務
- (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示方法
- (3) 遮断器、開閉器その他の機器の誤動作の防止装置
- (4) 作業終了時の点検及び電路等の安全確認措置
- (5) その他保安上必要な措置

第5章 保守

(巡視、点検、測定)

第17条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は別に定めるところにより、計画的に実施しなければならない。

(技術基準適合の措置)

第18条 事業所の長及び工事担当課等の長は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物の改良、補修又はその使用の一時停止若しくは制限等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持しなければならない。

(事故の再発防止)

第19条 事業所の長、工事担当課等の長及び主任技術者は、電気事故その他異常が発生したときは、臨時に精密点検を行い、その原因を究明し、再発防止に努めなければならない。

(法定自主検査の体制)

第20条 法定自主検査は、主任技術者の監督の下、必要な事項を決定したう

えで行う。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

第21条 事業所の長及び工事担当課等の長は、平常時及び事故その他の異常時における遮断器、開閉器その他の機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡要領について定め、受電室その他の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 当該事業所の職員は、事故その他の異常が発生した場合は、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又はその指示を受け、適切な応急措置をとらなければならない。

3 受電用遮断器の操作に当たっては、電気事業者との間に締結している受電に関する協定によるものとする。

(発電所の保全)

第22条 主任技術者は、発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法について、必要な事項を定めておかなければならない。

第7章 災害対策

(防災体制)

第23条 台風その他非常災害時における災害対策は、京都市地域防災計画に基づくものとする。

(災害時の措置)

第24条 主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するため指揮監督を行うものとする。

2 主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに電路の遮断、その他緊急の措置をとることができるものとする。

第8章 記録

(記録)

第25条 電気工作物の工事，維持及び運用に関して，局が定めるところにより記録するものとし，必要な期間保存しなければならない。

2 主要機器の補修記録は，局が定める設備台帳により行い，必要な期間保存しなければならない。

3 法定自主検査の記録は，次の各号に掲げる項目について保存するものとする。

(1) 検査年月日

(2) 検査の対象

(3) 検査の方法

(4) 検査の結果

(5) 検査を実施した者の氏名

(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容

(7) 検査の実施に係る組織

(8) 検査の実施に係る工程管理

(9) 検査協力会社の管理に関する事項

(10) 検査記録の管理に関する事項

(11) 検査に係る教育訓練に関する事項

4 記録の保存年限は，前項第1号から第6号に掲げる記録は5年間，第7号から第11号に掲げる記録は法定自主検査を行った後最初に安全管理審査の結果の通知を受けるまでの間とする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第26条 局の設置する電気工作物と電気事業者の設置する電気工作物との保安上及び財産上の責任の分界点は電気事業者との契約により定めるものとする。

(需要設備の構内)

第27条 事業所の電気工作物設置の構内は、別に定めるものとする。

第10章 整備

(単線結線図の作成)

第28条 主任技術者は、電気工作物の主要な部分を示す単線結線図を作成し、各事業所において必要な期間保存しなければならない。

(危険の表示)

第29条 電気工作物設置の構内のうち、危険な箇所については人の注意を喚起する表示を設けるものとする。

(測定器具等の整備)

第30条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は、各事業所において整備し、適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第31条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等は、各事業所において整備し、必要な期間保存しなければならない。

(手続図書類等の整備)

第32条 関係行政庁及び電気事業者に提出した書類、図面、その他の主要文書については、各事業所において整備し、必要な期間保存しなければならない。

第11章 電気主任技術者連絡会議

(電気主任技術者連絡会議)

第33条 電気工作物の工事，維持及び運用の保安の監督の適正化を図るとともに，主任技術者相互の連絡及び調整を行うため主任技術者連絡会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議については，別に定める。

第12章 その他

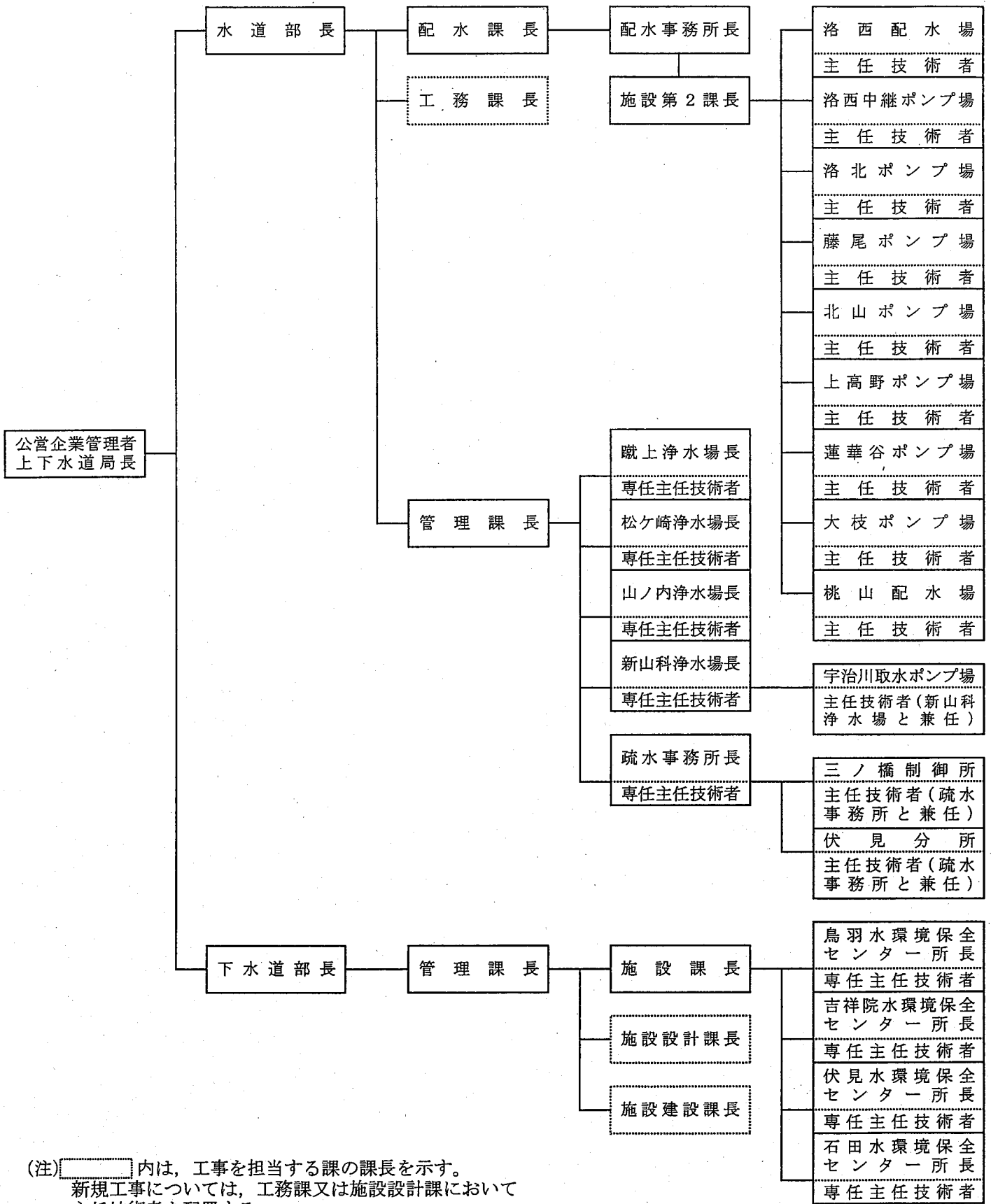
（規程の改正）

第34条 この規程の改正に当たっては，主任技術者が参画して行うものとする。

（細則の制定）

第35条 この規程を実施するために必要な細則は，別に定める。

別表（第6条関係）



(注) [] 内は、工事を担当する課の課長を示す。
 新規工事については、工務課又は施設設計課において主任技術者を配置する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)